

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第16回）議事概要

### 1 日時

12月19日（水）午後3時から午後4時50分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所7階第2小会議室

### 3 出席者

（委員）奥田正昭，亀田成春，小林暁子，田中勝美，玉木 健，西本仁久，林 和宏  
松井英美子，三好正浩，山崎 学，吉田克己（五十音順 敬称略）

（説明者）地裁事務局長尾方正之，民事首席書記官本間良行，刑事首席書記官空井克憲

（庶務）小路法雄，鈴木浩二，井田久敏，高嶋博之

### 4 議事トピックス

(1) 第16回委員会においては，冒頭，第三期目の委員会開催に当たり，委員長の互選が行われ，委員長として山崎委員，委員長代理として吉田委員が選出されました。

次に，事務局から「裁判員制度実施に向けての取り組み」について概況説明が行われ，その後，委員会において今後協議すべきテーマ等について意見交換が行われました。

意見交換の結果，今後取り上げるべき主なテーマとして，1「裁判員制度に向けた取り組みについて」及び2「利用しやすい裁判所について」とされ，1を中心として協議を進め，2については，協議テーマの選定等も含めて引き続き協議することとされました。

(2) 委員会の協議終了後，委員らは，裁判員法廷を見学しました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、 : 説明者, : 委員長, : 委員, : 庶務 と表示)

### (1) 委員の自己紹介

新たに委員となった亀田委員, 小林委員, 林委員, 松井委員, 吉田委員から自己紹介があり, 引き続いて, 他の各委員からも自己紹介があった。

### (2) 委員長の互選

前期の委員長が, 新委員長が互選させるまで, 議事を進めることで了承された。

委員長の互選につき要望書を提出しているが, その内容を簡潔に述べると, 一つは 地方裁判所委員会は国民の意見を裁判所に述べるという性格のものであること, もう一つは, 第一期, 第二期と二期連続所長が委員長となっていることから, 第三期の委員会においては, そろそろ所長以外, 法曹以外の方が委員長となるのがよいと思う。

どなたが委員長に就くのがふさわしいかは, 委員会の性格に関わる事と考える。委員会は, 裁判所が広く国民の意見を聞く機関, また, 裁判所を外から評価する機関と捉えるのであれば, 裁判所の主宰者である所長以外が委員長というのが自然であると思う。この委員会において, その性格をどのようなものと捉えるかが出発点となると思う。

発足の経過を見ると, 地裁委員会は, 裁判所を外から評価する機関とは考えられておらず, 一般市民から意見を述べていただき, それを裁判所が運営の改善に反映させて行く組織として考えられたものである。そうすると, スムーズに市民の声を裁判所運営の改善につなげる態勢が望ましく, 所長が, 委員会で意見を受け, 事務局と連携を取り, 改善につなげて行く, 委員会を機能させて行くという態勢がよいと思われる。所長が委員長となることで不都合はないと考える。所長以外が委員長である委員会は, ごく一部であり, それは, 所長が委員長であることにより委員会が機能していることを表していると言える。

この委員会は, 厳密な意味での外部評価機関とは言えないが, 国民から意見を聞き, 裁判所の運営に反映させるという性格からすると, 広い意味での評価機関としての性質をもっていると思う。そうすると, やはり, そろそろ所長以外, 法曹以外の方が委員長となるのがよいと思う。

委員会の性質から考えて委員長はだれが望ましいかを考えることも理解できるが, 委員長となる方がどのような人か分からないと選べないのではないかと。委員に意見を述べさせて聞き置くだけの所長が委員長であれば別だが, 現所長が委員長となり委員会を開催してきたが, そのようなことはなく, 不都合はないのではないかと。

既に5, 6回委員会に参加しているが, 未だにこの委員会の趣旨が分からないところもある。果たして, 今まで, 委員会で出た話が裁判所の改善に反映されたのかを考えてみると, 一つもなかったように思う。委員会の進行でも, 委員長によっては, 一方的な説明で終わることも多く, そうすると裁判所のPRの場となってしまう, 委員はそれを聞く場となってしまう。本来の趣旨と逆ではないかと思う。所長が委員長を続けると, どうしても説明の場となってしまうことを考えると, 一旦は所長以外の方が委員長に就き, また, 次に所長が就くという方が自然と思う。

委員会の成果の点については, 前の委員会で話題となっていたが, 簡易裁判所の受付相談窓口のパーテーションの改善などは, 委員会の意見が現実に反映された例である。また, ややもすると説明の場のように受け取れてしまう点については, 本意としては, 委員に裁判所のことを理解していただいたうえ意見を述べていただきたいというところにある。今後, 裁判員制度実施への取り組みがテーマとなることが考えられるが, やはり委員会で, 裁判官, 裁判所の発想にはない意見を述べていただき, それを委員長である所長が受け止め, 裁判所のプロジェクトに反映させて行くこととなれば, まさに裁判員制度が動き出す時期に, 非常に大きな力となると思われる。

協議の後, 山崎委員から委員長としての立候補表明があり, 委員長を山崎委員, 委員長代理を吉田委員とすることです承された。

委員長にだれが就くということよりは, 委員会をどのように活性化させるかが大切なところと考えている。意見を押しつける, 説明が長いなど運営に問題があれば, 是非, 委員から意見をいただきたい。

### (3) 札幌地方裁判所概況説明

事務局長から, 「裁判員制度実施に向けての取り組み」について説明がされた。

広報用ビデオを見て, 全く理解してないことはないが, やはり, 自分たちが選任された場合, どういうことになるだろうという不安はある。

11月に実施した札幌でのフォーラムは, 駅前に近い会場で, 開催時間を午後6時から午後8時とし, 企業で働いている方をターゲットとして行った。多くの働いている方々に参加いただき, 仕事上の都合で裁判員として参加できない場合などの質問を受けた。裁判所側で考えている以上に, 非常に多くの質問があった。

団体の会合では, 裁判員制度を知っている人はそれなりに知っているが, 知らない人は全く知らないという状況である。自分の考えをきちんと述べられるか不安な方もいると思う。そのような方への配慮も, 今後の制度説明の中で必要と思う。

### (4) 今後の協議テーマ等について

要望書のとおり，委員会の運営について，是非，部会，あるいは準備会を設定し，そこで事前に委員らで協議テーマ等を議論する形で委員会の準備を行う態勢を取っていただきたい。この点，次回委員会で時間を作って協議していただきたい。開催回数については，やはり年４回くらいが必要と考える。

準備会の在り方や協議テーマをどうするかも大切であるが，この委員会では，是非中味の議論を行いたい。

先ほど述べた準備会は，協議テーマを決め，資料を準備するという事務局的なものではなく，あるテーマを決め，それを掘り下げて議論し，委員会に反映させ，また，その結果を準備会で議論するという双方向的なイメージのものである。今考えているテーマは，裁判員制度実施に向けての問題点，司法過疎の問題，増築庁舎を含めた庁舎利用の仕方などが考えられる。

準備会を設けることも一つの方法だが，多忙な委員が多い中，実効的なものか疑問なところもある。今までは，直前に資料を送付し，委員会に臨む形が多かったが，今後，事前に一定のテーマ及び資料を委員の方に提供し，それについて応答をいただく形で準備をし，委員会当日実質的な議論を行うことがよいと思う。

それではこれまでと同じで，協議テーマの選定や委員会の準備を委員が主体的に行わないと，議論自体も受け身となってしまおうと思う。

先ほど述べた事前にテーマ及び資料を送付するという準備の形でも，それについて委員の側から応答すれば，委員らがテーマに賛同しているかどうか，協議すべきテーマの方向性も分かると思う。裁判所が，それに反して一方的に進めるということとはあり得ないと思う。準備会を設けることについては消極である。

この委員会は，このような改善を行えば，また，ここと連携すれば，もっと裁判所が市民のためによくなるという意見を述べるころと理解している。そうすると，テーマについては，以前に実施したアンケート結果を整理してもらい，その中から，委員の側で，協議することによって市民のためとなる事項を拾い出すことが考えられる。そのテーマと裁判員制度についてのものを取り上げ，バランスを取ればよいと思う。素材を庶務の側である程度整理していただいたうえ，委員の側で，どれを取り上げるかを決めればよいと思う。

この委員会で討議された意見が，どこまで実効性のあるものかよく分からない。裁判員制度の是非については協議しないことは分かるが，例えば，裁判員制度について，こうした方が市民が参加しやすいのではないかと委員会として意見を述べたとしても，それが生かされることになるのか，もっと上の段階で決められる事柄なのではないかと考えると，何をテーマとしてよいか分からない。一つの方法として

は、広めにテーマを決めて、そこから、実効性の観点から、分けて行くということも考えられる。

裁判員候補者について、当初50人から100人を呼ぼうと考えていたが、参加された方の意見、例えば、2時間も待たされるのはつらいなどの意見を聞いていくうちに、札幌地裁の運用として呼ぶ方をもっとしぼることとなった。最終的には、裁判官の判断となるが、委員会での意見は、札幌地裁での運用を決める素材となることは十分あると思う。

今までの委員会での協議の方法はあまりにも稚拙であると思うが、準備会を設けることも負担に思う。やはり、事前に裁判所の庶務の方でテーマの素材を提示し、委員会が応答して行く形が現実的であると思う。

裁判員制度について協議するのはよいが、先ほども話が出ていたが、実効性があるものは何かにより協議するテーマも変わってくると思う。

裁判員制度実施については、札幌地裁の運用としてできる部分があると思う。それについて裁判所が考えていることが果たしてよいのか、そこを協議していただきたい。例えば、札幌地裁管内は遠隔地に居住する方もいるので、そのような方が前の日に宿泊してまで来てもらうことがよいかなどについて意見をいただき、それを運用に反映させていくことは可能と思う。これまで模擬裁判を6回を行っているが、参加された方の意見が非常に運用の改善に役立っている。

以上の協議を踏まえ、今後の進行予定として、「裁判員制度実施に向けた取り組みについて」及び「利用しやすい裁判所について」をテーマとし、前者を中心に協議するが、後者につき、協議テーマの選定等も含めて協議することとされた。

#### (5) 裁判員法廷見学

委員ら裁判員法廷を見学。

#### 6 次回の予定について

平成20年3月18日(火)午後3時から開催する。